

## 馬、めん羊、山羊を飼養の皆様へ 「飼養衛生管理基準」を遵守して、大切な 家畜を病気から守りましょう。

家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。

家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、その遵守を義務づけています。

チェックしながら点検しましょう

- 家畜の伝染病に関する情報を確認していますか
- 衛生管理区域を設定していますか
- 病原体を持ち込まないよう対策できていますか
- 野生動物による病原体の侵入を防げていますか
- 清掃・消毒を定期的に行っていますか
- 家畜の健康観察を行っていますか
- 埋却地は確保できていますか
- 記録を作成・保管していますか



\* 家畜を飼養している方は、法律により年に1回、2月1日現在の飼養頭数を都道府県知事あてに提出（定期報告）する必要があります。

### ◆ 報告書提出期限日

① 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

平成31年4月15日まで

② 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

平成31年6月15日まで



京都府丹後家畜保健衛生所

京都府与謝郡与謝野町字下山田616

TEL：0772（43）1125（休日、夜間転送）